

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 6 月 17 日現在

機関番号：12401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K04605

研究課題名（和文）米国における「人事直結型」教員評価の法制、および、運用実態に関する研究

研究課題名（英文）Legal and Empirical Analysis on "High Stakes" Teacher Evaluation Law in the United States

研究代表者

高橋 哲（Takahashi, Satoshi）

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号：10511884

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、教員評価と生徒の学力テストを結びつけ、さらにこの評価を教員の人事、待遇に直結させるアメリカの「人事直結型教員評価」の法制度、および、その運用実態を明らかにした。具体的には2015年12月に成立した連邦法「すべての子どもが成功するための法（ESSA）」が、州と学区に大幅な裁量を付与する一方で、教員評価に関しては旧法下の中央集権的仕組みを残存させていることを明らかにした。また制度運用実態について、ニューヨーク市学区の事例調査を行った。この調査により、州教育省の行政裁量により、教員評価への学力テストの活用が留保され、各学校の校長裁量による独自の教員評価が実施されていることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の独自性は、教員評価固有の法制と実践のみに着目するのではなく、その影響を他の教員法制との関連において明らかにした点にある。従来の研究の多くは、教員評価の「実践面」、すなわち、評価の手法や具体的運用に関する研究が主流を占めてきた。しかしながら、「人事直結型」教員評価は、評価手法の変更にとどまらず、教員の労働条件や身分保障など、教員法制全般を改変する点に特徴がみられる。本研究では、公立学校教員の労使関係法やテニュア法等への影響を含めて、米国の「人事直結型」教員評価の総体を分析した点に学術的意義を有している。

研究成果の概要（英文）：This project examined the “high-stakes teacher evaluation” model in the United States and an initial impact of the new version of the Elementary and Secondary School Act, titled the Every Student Succeeds Act (ESSA), on that model. Although the ESSA was seemed to give states more authority to design their own education system, in terms of the teacher evaluation system, the law still contained schemes directed by the centralized system under the Obama Administration. Because of those ambivalent characteristics of the ESSA, this project conducted a case study of the new teacher evaluation system in New York City. Reviewing the basic framework of the city’s system, the retreat of state standardized tests and more discretion of principals on classroom observation and selection of measurement for student performance could be found.

研究分野：教育行政

キーワード：「人事直結型」教員評価、すべての子どもが成功するための法（ESSA）、ニューヨーク市学区、学力テスト、テニュア法、労使関係法、財政平等、働き方改革

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

2012年に誕生した第二次安倍政権以降、日本の教員評価は転機を迎えることとなった。すなわち、2014年5月に改正された地方公務員法により、公立学校教員を含め、すべての地方公務員に対して「人事評価」を実施することが任命権者に義務づけられたのである。人事評価の導入が、教員評価に与える最大の特徴は、評価結果が、教員の待遇、すなわち、給与、その他の労働条件、あるいは、身分保障等の人事に直結する点にある。本研究は、「人事直結型」教員評価が先行して実施されている米国の教員評価を素材として、これらが如何なる法制度のもとに構築され、また、その実施が学校現場に如何なる影響を与えているのかを検討することを研究課題とした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、米国において実施されている「人事直結型」の教員評価に関する法制、および、その制度運用の実態を明らかにすることにある。法制面の分析に関しては、第一に、米国連邦政府の教員評価をめぐる立法政策を分析し、第二に、これらを受けて各州政府が制定する教員評価関連の州法を分析した。さらに第三に、制度運用の実態面として、これらの制定法のもとに教員評価が学区、学校レベルにおいて如何に実施されているのか、またそれが日常の教育実践に如何なる影響を与えているのかについて分析した。これらを通じて、連邦 州 学区 学校に連なる「人事直結型」教員評価の法制面と実態面の総体を明らかにした。

3. 研究の方法

本研究は、米国の「人事直結型」教員評価に関する法制、および、運用実態に関する研究を、法社会学アプローチにより遂行した。すなわち、教員評価をめぐる法制分析を行うとともに、これらの制定法が教育現場に如何に作用しているのかという法作用、法現象に関する分析を行った。具体的には、米国連邦政府の教員評価をめぐる立法政策に関する分析、これに伴って各州政府が制定する関連州法の分析、さらに これらの制定法のもとに導入された教員評価の制度運用に関する実態調査を実施した。

4. 研究成果

(1) 「人事直結型教員評価」の法制面について、連邦政府の教員評価をめぐる立法政策と、これらを受けた各州の教員評価関連法の動向を明らかにすることができた。具体的には、2015年12月に成立した「すべての子どもが成功するための法 (Every Student Success Act: 以下、ESSA)」が、教育政策全般にわたり州と学区に大幅な裁量を付与する法的仕組みを整える一方で、教員評価に関しては、連邦政府主導の中央集権的仕組みを残存させていることが所見された。また、連邦法のもとでなされた州法改正の動向に関する横断分析により、ニューヨーク州のように、従来の州法が維持されながらも州内の教員評価政策が大きく転換される事例のあることが明らかとなった。

(2) 第二に、連邦法、ニューヨーク州法のもと、教員評価が如何に実施されているのかを、ニューヨーク市学区を対象として調査した。この調査により、上記の州法がそのまま残存されながらも、州教育委員会 (Board of Regent) の決定により、教員評価にあたり州

統一学力テストを用いることが 2019-2020 年度まで留保されていること、および、ニューヨーク市学区では、この州教育委員会の措置を受けて、各学校の校長裁量のもと独自のアセスメント・ツールにより教員評価が実施されていることが明らかとなった。

(3) 第三に、教員評価制度の日米比較の観点から、アメリカの「人事直結型」教員評価の日本への移入状況に関する研究成果を国際学会にて発表した。近年、比較教育学の分野では、いわゆる「PISA 型学力」みられるような国際機関の国内教育政策への影響に関する研究が盛んにおこなわれているが、教員評価制度にみるならば、アメリカの「人事直結型」教員評価が、漸進的に日本においても導入されていることがみられた。また、PISA 型学力等の教育課程への移入が文部科学省の主導によって行われてきたのに対して、これらの教員評価の導入は、内閣府や総務省など非教育行政機関が推進する「人事評価制度」によって導入されていることが明らかとなった。本研究では、他の教育政策領域からみた、教員評価制度の政策移入の特徴を、対象モデル、移入する主体、実施手法の違いから検討を行った。この研究成果については、国際学会である World Education Research Association の 10th Focal Meeting (2019 年 8 月) において口頭発表を行った。

(4) 第四に、教員人事の日米比較の観点から、教員の「多忙化」の法的要因となっている「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法」(給特法)の解釈、運用に関する分析を行った。2019 年 12 月 4 日には、同法が改正され、「上限時間指針」の新設、ならびに、「一年単位変形労働時間制」の条例による導入がはかられたことから、その法的問題を検証した。

(5) 第五に、「人事直結型」教員評価の法制研究にあたり研究支援を受けてきた米コロンビア大学のマイケル・レベル (Michael A. Rebell) 教授を 2018 年 6 月に開催された日本教育法学会第 48 回定期総会の特別講演に招聘した。教員評価と財政平等問題の関連を明らかにすることで、同教授との国際共同研究についても進展させることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 高橋哲	4. 巻 48(6)
2. 論文標題 改正給特法総論 「異質」な一年単位変形労働時間制導入の問題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代思想	6. 最初と最後の頁 114-126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋哲	4. 巻 45
2. 論文標題 教職員の「多忙化」をめぐる法的要因分析 給特法の法構造の問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本教育行政学会年報	6. 最初と最後の頁 178-181
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋哲	4. 巻 883
2. 論文標題 教職員の「多忙化」と給特法 「学校における働き方改革」答申批判	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 教育	6. 最初と最後の頁 35-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋哲	4. 巻 773
2. 論文標題 教職員の「多忙化」をめぐる法的問題 給特法の構造、解釈、運用の問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 18-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋哲	4. 巻 99
2. 論文標題 子どもの「権利保障主体」概念からみる公務員制度改革の功罪 「教育とお金」をめぐるもう一つの問題群	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 人間と教育	6. 最初と最後の頁 68-75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋哲	4. 巻 25
2. 論文標題 新初等中等教育法 (ESSA)における教員法制改革の分析 教員評価法制を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 教育制度学研究	6. 最初と最後の頁 207-209
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋哲	4. 巻 85
2. 論文標題 義務教育の「無償性」をめぐる法的問題 いま、本当に求められる「無償化」政策を問う	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 さいたまの教育と文化	6. 最初と最後の頁 15-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高橋哲	4. 巻 88
2. 論文標題 新教育基本法は子どもと学校、社会にどんな影響をもたらしたか 新自由主義教育改革の日米比較	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 教育と文化	6. 最初と最後の頁 112-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Michael A. Rebell (高橋哲〔訳〕)	4. 巻 48
2. 論文標題 Fiscal Equity and Educational Adequacy in the United States : The Role of the State Courts	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本教育法学会年報	6. 最初と最後の頁 7-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Satoshi Takahashi
2. 発表標題 The Characteristics of Externalization in Teacher Evaluation Policy
3. 学会等名 World Education Research Association, 10th Focal Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高橋哲
2. 発表標題 教職員の「働き方」改革をめぐる法的問題
3. 学会等名 日本教育法学会第49回総会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高橋哲
2. 発表標題 教職員の「多忙化」をめぐる法的要因分析 給特法の法構造問題を中心に
3. 学会等名 日本教育行政学会第53回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 高橋哲
2. 発表標題 新初等中等教育法（ESSA）における教員法制改革の分析 教員評価法制を中心に
3. 学会等名 日本教育制度学会第25回大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 内田良、広田照幸、高橋哲、嶋崎量、斉藤ひでみ	4. 発行年 2020年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 80
3. 書名 迷走する教員の働き方改革	

1. 著者名 橋本鉦市、石井美和、井本佳宏、白旗希実子、鈴木道子、高橋哲、丸山和昭	4. 発行年 2019年
2. 出版社 玉川大学出版部	5. 総ページ数 336
3. 書名 専門職の質保証	

1. 著者名 下司晶、柏木敦、岩下誠、石井英真、加藤弘道、赤城和重、高橋哲、青木栄一、篠原岳司、仁平典宏、丸山英樹、橋野晶寛、濱中淳子、佐藤智子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 世織書房	5. 総ページ数 484
3. 書名 教育研究の新章(ニュー・チャプター)	

1. 著者名 ジャック ジェニングズ、吉良 直、大桃 敏行、高橋 哲	4. 発行年 2018年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 288
3. 書名 アメリカ教育改革のポリティクス	

1. 著者名 佐久間 垂紀、佐伯 胖	4. 発行年 2019年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 280
3. 書名 現代の教師論	

1. 著者名 アメリカ学会、松本 悠子、久保 文明、遠藤 泰生	4. 発行年 2018年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 960
3. 書名 アメリカ文化事典	

1. 著者名 佐藤 仁、北野 秋男	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 264
3. 書名 世界のテスト・ガバナンス	

〔産業財産権〕

〔その他〕

大学ホームページ
<http://s-read.saitama-u.ac.jp/researchers/pages/researcher/TKBNFxBx>
 Research Map
<https://researchmap.jp/education-law>

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 日本教育法学会第48回定期総会	開催年 2018年～2018年
国際研究集会 国際シンポジウム：教育政策における裁判所の役割	開催年 2018年～2018年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
米国	コロンビア大学	ジョージメイソン大学	